

第2章 市町村合併の経過・制度と効果・課題

本章では、将来課題への対応策として有効な選択肢となりうる合併について、まずは、これまで全国で行われてきた合併の経過や、合併に関する制度の変遷等を確認した上で、合併を行った場合に期待される効果や、合併にあたっての課題と対応策について整理する。

1. 全国における市町村合併の経過

我が国では、1889年（明治22年）の市制町村制の施行以降、市町村数は合併によって一貫して減少しているが、特に合併が多く行われた三度の大合併は以下のとおりである[図表2-1]。

（1）明治の大合併（1889年（明治22年））

近代的地方自治制度である「市制町村制」の施行に伴い、小学校や戸籍の事務処理を行うため、300～500戸を標準として、全国一律に町村の合併を実施。その結果、町村数は71,314から15,859へと約5分の1に減少した。

（2）昭和の大合併（1953年（昭和28年）～1961年（昭和36年））

町村合併促進法及び新市町村建設促進法の施行に伴い、中学校一校を効率的に設置管理していくため、人口規模8,000人を標準として町村の合併を推進。その結果、市町村数は9,868から3,472へと約3分の1に減少した。

（3）平成の大合併（1999年（平成11年）～2010年（平成22年））

旧合併特例法の改正に伴い、地方分権の推進等の中で、与党の「市町村合併後の自治体数1,000を目指す」という方針を踏まえ、自主的な市町村合併を推進。その結果、市町村数は3,229から1,727へと約2分の1に減少した。

なお、この間の合併においては、都道府県によって市町村数の減少率に大きな差が生じ、特に大阪・東京ではともに、合併は1件だけであった[図表2-2]。

上記のように、三度の大合併を経て、全国の市町村数は大幅に減少し、1888年（明治21年）には71,314の町村が存在していたが、2010年（平成22年）には市が786、町が757、村が184の合計1,727団体となった。

図表 2-1 市町村合併による市町村数の変遷

	年	市	町	村	計
明治の大合併	1888 (M21) 年	—		71,314	71,314
	1889 (M22) 年	39		15,820	15,859
昭和の大合併	1953 (S28) 年	286	1,966	7,616	9,868
	1956 (S31) 年	495	1,870	2,303	4,668
	1961 (S36) 年	556	1,935	981	3,472
平成の大合併	1999 (H11) 年	671	1,990	568	3,229
	2006 (H18) 年	777	846	198	1,821
	2010 (H22) 年	786	757	184	1,727

出典：総務省「市町村合併と基礎自治体のあり方について」（2017年）から作成

図表 2-2 平成の大合併期における都道府県別合併の進捗状況

	1999(H11).3.31 市町村数			2010(H22).3.31 市町村数			減少率		
	市	町	村	市	町	村			
北海道	212	34	154	24	179	35	129	15	15.6%
青森県	67	8	34	25	40	10	22	8	40.3%
岩手県	59	13	30	16	34	13	16	5	42.4%
宮城県	71	10	59	2	35	13	21	1	50.7%
秋田県	69	9	50	10	25	13	9	3	63.8%
山形県	44	13	27	4	35	13	19	3	20.5%
福島県	90	10	52	28	59	13	31	15	34.4%
茨城県	85	20	48	17	44	32	10	2	48.2%
栃木県	49	12	35	2	27	14	13	0	44.9%
群馬県	70	11	33	26	35	12	15	8	50.0%
埼玉県	92	43	38	11	64	40	23	1	30.4%
千葉県	80	31	44	5	54	36	17	1	32.5%
東京都	40	27	5	8	39	26	5	8	2.5%
神奈川県	37	19	17	1	33	19	13	1	10.8%
新潟県	112	20	57	35	30	20	6	4	73.2%
富山県	35	9	18	8	15	10	4	1	57.1%
石川県	41	8	27	6	19	10	9	0	53.7%
福井県	35	7	22	6	17	9	8	0	51.4%
山梨県	64	7	37	20	27	13	8	6	57.8%
長野県	120	17	36	67	77	19	23	35	35.8%
岐阜県	99	14	55	30	42	21	19	2	57.6%
静岡県	74	21	49	4	35	23	12	0	52.7%
愛知県	88	31	47	10	57	37	18	2	35.2%
三重県	69	13	47	9	29	14	15	0	58.0%
滋賀県	50	7	42	1	19	13	6	0	62.0%
京都府	44	12	31	1	26	15	10	1	40.9%
大阪府	44	33	10	1	43	33	9	1	2.3%
兵庫県	91	21	70	0	41	29	12	0	54.9%
奈良県	47	10	20	17	39	12	15	12	17.0%
和歌山县	50	7	36	7	30	9	20	1	40.0%
鳥取県	39	4	31	4	19	4	14	1	51.3%
島根県	59	8	41	10	21	8	12	1	64.4%
岡山県	78	10	56	12	27	15	10	2	65.4%
広島県	86	13	67	6	23	14	9	0	73.3%
山口県	56	14	37	5	19	13	6	0	66.1%
徳島県	50	4	38	8	24	8	15	1	52.0%
香川県	43	5	38	0	17	8	9	0	60.5%
愛媛県	70	12	44	14	20	11	9	0	71.4%
高知県	53	9	25	19	34	11	17	6	35.8%
福岡県	97	24	65	8	60	28	30	2	38.1%
佐賀県	49	7	37	5	20	10	10	0	59.2%
長崎県	79	8	70	1	21	13	8	0	73.4%
熊本県	94	11	62	21	45	14	23	8	52.1%
大分県	58	11	36	11	18	14	3	1	69.0%
宮崎県	44	9	28	7	26	9	14	3	40.9%
鹿児島県	96	14	73	9	43	19	20	4	55.2%
沖縄県	53	10	16	27	41	11	11	19	22.6%
計	3,232	670	1,994	568	1,727	786	757	184	46.6%

出典：総務省「平成の合併による市町村数の変化」（総務省HP）から作成

2. 合併の手続き

市町村合併については、市町村の廃置分合のうち、少なくとも 1 つ以上の市町村の数が減少（市町村の法人格が消滅）するものと定義される。

また、市町村合併は、新設合併と編入合併の 2 つに分けることができる。前者は、例えば、A 市と B 町を廃してその区域をもって C 市を設置する場合、後者は、例えば、D 町を廃してその区域を E 市に編入する場合をいう。

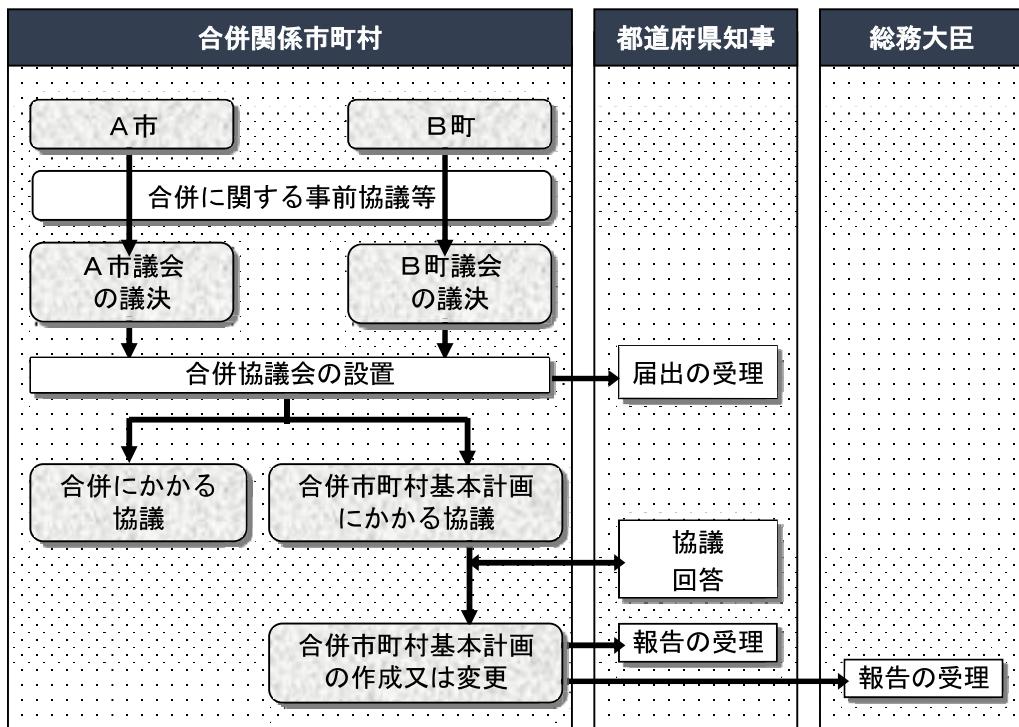
手続きについては、市町村の廃置分合の手続きを定める地方自治法第 7 条において規定されており、関係市町村の申請に基づき、都道府県知事は、あらかじめ総務大臣に協議を行い、その同意を得た上で、当該都道府県の議会の議決を経て定め、直ちにその旨を総務大臣に届けなければならない[図表 2-3]。

また、本章 3. で詳しく説明する「市町村の合併の特例に関する法律」においても、合併に関する手続き等の特例が定められており、合併をしようとする市町村は、当該市町村の議会の議決を経て、合併協議会を置き、合併市町村基本計画の作成、その他合併に関する協議を行うこととされている[図表 2-3]。

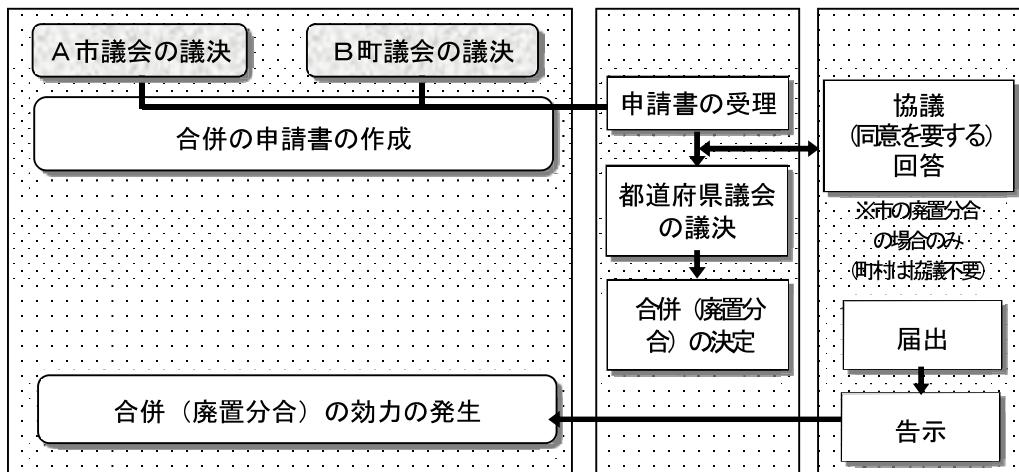
なお、これまで府内においても、市町村合併に関する住民投票が各地で行われてきたが、これらは法定の手続きではなく、住民の直接請求や長の提案により制定された、合併に関する住民投票について規定する条例を根拠として実施されたものであり、投票結果に拘束力はなかった。

図表 2-3 市町村合併の手続き

【合併協議会の設置及び協議】



【合併の申請及び処分】



出典：大阪府「市町村合併の手引き」（2006年）から作成

3. 合併支援制度の変遷

(1) 合併特例法の改正経過

昭和の大合併後、市町村合併をめぐる障害を除去し、全国的な市町村合併の動きに対処するため、1965年（昭和40年）に10年間の時限法として、「市町村の合併の特例に関する法律（旧合併特例法）」が施行された。

その後、基本的な部分は変更されないまま30年が経過し、1995年（平成7年）の法期限の延長の際には、住民発議制度の創設や議員の定数・在任特例の拡充等がなされた（①）。

1999年（平成11年）には、合併協議会にかかる住民発議制度の拡充等が盛り込まれたが（②）、法律の有効期限（2005年（平成17年）3月31日）を延長せず、5年間の時限法として「市町村の合併の特例等に関する法律（新合併特例法）」が2004年（平成16年）5月26日に成立し、2005年（平成17年）4月に施行された（③）。

②③の「平成の合併」推進期間に合併が進んだことにより、市町村数が大幅に減少したため、新合併特例法期限である2010年（平成22年）3月31日までを一区切りとし、国や都道府県による積極的な関与等の合併推進のための措置を廃止し、合併の障害除去、円滑化のための制度のみを残した「市町村の合併の特例に関する法律（現行合併特例法）」が施行された（④）[図表2-4]。

図表2-4 市町村合併関係法の改正の特徴

	① 旧合併特例法 (1995年改正 ・施行)	② 旧合併特例法 (1999年改正 ・施行)	③ 新合併特例法 (2004年制定 ・2005年施行)	④ 現行合併特例法 (2010年改正・施行) ※2020年3月までの 時限法
規定目的	自主的な市町村の合併を推進	自主的な市町村の合併の推進による市町村の規模の適正化	自主的な市町村の合併の推進による市町村の規模の適正化	自主的な市町村の合併の円滑化
国・ 都道府県 の関与	市町村に対する、必要な助言、情報の提供等	○都道府県及び市町村に対する、必要な助言、情報の提供等 ○合併協議会の設置勧告	○総務大臣が市町村合併推進のための基本指針を策定 ○都道府県は基本指針に基づき、市町村合併推進に関する構想を作成 〈知事の権限〉 ・市町村合併調整委員を任命し、あっせん、調停を行わせることができる ・合併協議会の設置を勧告することができる	合併推進に向けた国、都道府県による関与を廃止 ⇒都道府県及び市町村の求めに応じた助言、情報提供等

	① 旧合併特例法 (1995年改正 ・施行)	② 旧合併特例法 (1999年改正 ・施行)	③ 新合併特例法 (2004年制定 ・2005年施行)	④ 現行合併特例法 (2010年改正・施行) ※2020年3月までの 時限法	
				「平成の合併」推進期間	
市となるべき 要件の特例	人口要件4万人	人口要件3万人		特例廃止 (人口要件5万人)	
住民発議	住民発議制度創設 (住民が合併協議会設置の直接請求を行うことができる)	住民発議制度拡充 (全ての関係市町村で同一内容の直接請求が行われた場合には、全ての関係市町村長は、合併協議会設置について、議会へ付議しなければならない)			
住民投票		(2002年度改正) 合併協議会の設置についての住民投票制度の導入			
地域自治組織		地域審議会制度の創設(旧市町村の区域ごとに設置可能)	合併特例区(合併後の一定期間、合併関係市町村の区域を単位とする)、地域自治区(市町村内の区域を単位とする)制度の創設		
合併特例債		新設	廃止		
その他	○議員の定数(設置選挙 or 増員選挙を実施)・在任(合併後2年以内 or 編入先議員の任期まで延長)特例(※1)の拡充 ○交付税の合併算定替期間の延長(合併後5年間+激変緩和5年)	○旧合併特例法の経過措置追加(2005年3月31日までに市町村議会の議決を経て都道府県知事に合併申請を行い、2006年3月31日までに合併したものについては、この合併特例法の規定を適用する)	○市町村合併推進のための方策削除 ・合併推進への国、都道府県による積極的関与(総務大臣による基本指針、都道府県による構想、合併協議会設置の勧告)の廃止 ・3万市特例の廃止 ○合併の障害除去(円滑化)のための措置は存置 ・議員定数又は在任に関する特例 ・地方税に関する特例(※2) ・交付税の合併算定替(合併後5年間+激変緩和5年) ・住民発議、住民投票 ・合併特例区(※3)		

- ※ 1 定数特例：議員定数を地方自治法の上限の 2 倍まで増加させることができる（新設合併の場合、最初の任期のみ）。
- 在任特例：合併後の一定期間に限り、旧市町村の議員が新市町村の議員でいることができる（新設合併の場合、最長 2 年のみ）。
- ※ 2 合併に伴う住民の税負担の急激な増加を緩和するため、合併後 5 年間に限り、
 - ①不均一課税・課税免除ができる。
 - ②合併により人口 30 万人以上となった場合でも、引き続き事業所税を非課税とする。
 - ③合併により三大都市圏の市となった場合、農地を宅地並課税の対象としない。
- ※ 3 地域住民の声を行政運営に反映するために、合併前の旧団体の区域に設置することができる。

出典：総務省「市町村合併と基礎自治体のあり方について」（2017 年）から作成

（2）平成の大合併の評価と今後の合併に対する国の方針

2010 年（平成 22 年）3 月 5 日、総務省はこれまでの平成の合併について総括するために取りまとめた「『平成の合併』について」を公表した。そこで示された、平成の合併に対する評価や今後の合併に対する考え方には以下のとおりである。

- 合併の本来の効果が現れるまでは 10 年程度の期間が必要であると考えられ、現時点では短期的な影響の分析に止まらざるを得ないが、多くの合併市町村の行政・住民、また世論の合併への評価は大きく分かれている。
- 平成 11 年以来の全国的な合併推進については、10 年が経過していること、これまでの経緯や市町村を取り巻く現下の状況を踏まえ、新合併特例法の期限である平成 22 年 3 月末で一区切りとし、平成 22 年 4 月以降は、自主的に合併を選択する市町村に円滑化のための特例を用意する。また、旧合併特例法及び現行合併特例法下の合併市町村については、引き続き、確実に支援する。

出典：総務省「『平成の合併』について」（2010 年）から作成

以上のとおり、国のスタンスは「合併の推進」から「合併の障害除去（円滑化）」へと変化し、現行合併特例法に至っている。

4. 合併の効果

合併の効果は、合併する団体の組合せ等により異なるが、ここでは、便宜的に下記の（1）～（3）の3つの類型を設定し、それについて、合併を行った市町村の実例等に基づき、一般的に考えられる効果を示すこととする。

※ 実際には、合併する市町村の規模（人口・面積）、地形、土地利用、交通の利便性、職員体制、財政状況や住民サービスの水準、公共施設の保有量やその老朽化度合い、これまでの行革の取組み状況等により、効果は異なってくる。

この他、合併を契機に行う行革努力や合併後の住民サービスの水準等にも左右される。また、小規模で行財政基盤の脆弱な団体が、政令指定都市や中核市と合併した場合には、住民サービスや行財政運営の点で大きな効果が生じると考えられる。

（1）住民サービスの維持・充実や、水準低下を抑制するための合併

【行財政基盤の強化】

- 職員数の増加による体制強化（専門職の充実による災害対応力等の向上）や、財政規模の拡大等による効率的・効果的な予算編成が可能となる。
- 管理部門の統合等により、長期的に職員数を削減でき、人件費減につながる。もしくは、他部門の体制強化につながる。
- 公共施設の統廃合等により、経費の節減や施設の稼働率向上を図ることができる。
- 上記の取組みによるコスト削減や財政規模の拡大により、財政の安定化・強化を図ることができる。
- 議員数の減少により、議員報酬減につながる。

【住民サービスの充実等】

- 課題に特化した部署を設置することにより、体制を強化できる。
- 行財政基盤が強化されることで、住民サービスの低下を防ぐことができる。
- 新たなサービスの実施や、合併前的一部の市町村で行われていたサービスを新市の全域に拡大できる可能性がある。
（例）・子育て支援（保育サービスや子育て支援サービス等）、高齢者支援の取組みを拡充できる。
・利用できる施設（図書館、幼稚園等）が増える。
- 広域的事務への対応力が向上する。（ごみ・し尿・消防等）
- 地域共通の広域的行政課題への対応力が向上する。

（2）中核市となる合併

（1）の効果に加え、以下の効果が考えられる。

- 団体としての規模が相当大きくなるため、その分、効果が大きくなる可能性がある。
- 中核市と合併する一般市町村域では、全体として住民サービス水準の向上が期待できる。
- 中核市移行に伴い、いわゆる「都市格」の向上が期待できる。

【住民サービスの充実等】

- 都市計画や教育（府費負担教職員の研修、任免等）に関する裁量が増し、保健所の設置等、中核市権限の事務を実施することにより、従前よりも、高度・専門的なサービスが行うことができ、地域の実情に合った行政運営が可能となる。

（3）政令指定都市となる合併

- (1) 及び (2) の効果に加え、以下の効果が考えられる。
 - 団体としての規模が非常に大きくなるため、その分、効果が大きくなる可能性がある。
 - 政令指定都市と合併する一般市町村域では、全体として住民サービス水準の向上が期待できる。
 - 政令指定都市移行に伴い、いわゆる「都市格」の向上が期待できる。

【住民サービスの充実等】

- 児童相談所の設置等、政令指定都市権限の事務を実施することにより、従前よりも、より高度・専門的なサービスが行うことができ、地域の実情に合った行政運営が可能となる。

5. 合併にあたっての課題と対応策

(1) 合併時の主な協議事項

合併を行う場合、関係団体間で様々な協議を行う必要があるが、(3)で述べるとおり、調整が難しく大きな課題となる場合がある。

- 合併の方式（新設合併、編入合併）
- 合併の期日
- 新市の名称
- 新市の本庁の位置
- 議会議員の定数及び任期の取扱い
- 特別職（首長、副市長等）の身分の取扱い
- 一般職の職員の身分の取扱い
- 財産（土地、施設等）及び債務の取扱い
- 地方税の取扱い
- 使用料、手数料等の取扱い
- 補助金、交付金等の取扱い
- 条例、規則等の取扱い
- 公共的団体（社会福祉協議会等）等の取扱い
- 国民健康保険事業、介護保険事業
- 既存の広域連携（一部事務組合、事務委託等）の取扱い

※その他、各種事務事業に違いがある場合は、その取扱いについて調整が必要

(2) 平成の合併における未合併要因

平成の合併期において、合併に至らなかった市町村を対象に実施した調査（市町村の合併に関する研究会（総務省）「『平成の合併』の評価・検証・分析」（2008年6月））によると、合併に至らなかった理由（未合併要因）は以下のとおりとなっている[図表2-5]。

図表2-5 未合併要因に関する調査（複数回答あり）

理由	割合
A. 合併について意見集約ができなかつた	33.7%
B. 合併せずに単独で運営していこうと考えた	30.8%
C. 当団体としては合併を望んだが、合併相手が、当団体との合併に消極的・否定的であった	26.4%
D. その他	23.1%
E. 合併協議の際、協議事項について合意がなされなかつた	18.4%
F. 当団体から見て、合併相手（一または複数）との間に阻害要因または合併相手（一または複数）側に課題等があると考へた	12.5%
G. 離島や山間地等に位置することにより、隣接する団体の市区町村役場までの時間距離が遠いため、合併が困難である	4.6%

※対象 1999年4月1日から2007年8月6日までの間に合併に至らなかつた市町村（東京23区を含む。）全1252団体

出典：市町村の合併に関する研究会（総務省）「『平成の合併』の評価・検証・分析」（2008年6月）

同報告書では、この結果について、以下のとおり分析・評価している。

- G が予想外に少なかったことから、現代においては、道路交通網の発達、公共交通機関の充実、自動車の普及といったモータリゼーションの進展や、電話・インターネット等の ICT 技術・基盤の充実等により、地理的要因が合併の阻害要因となっているのはごく一部の地域にとどまっている。
- B と回答した市町村よりも、A と回答した市町村が多くなっていることから、未合併市町村の中には、積極的に単独運営を選択したのではなく、合併の必要性を認識しながらも、意見集約や協議が不調に終わったなどの理由で未合併となることを余儀なくされた市町村も多い。
- C や E 等の回答も多く、当該団体としては合併を望んだが、組合せの相手との関係が原因で合併に至らなかつたという市町村が相当数存在する。

出典：市町村の合併に関する研究会（総務省）「『平成の合併』の評価・検証・分析」（2008年6月）から作成

※大阪における未合併要因については、第3章1. (2) に記載。

(3) 合併にあたっての主な課題と対応策

ここでは、今後、合併を進めようとする場合に想定される主な課題とその対応策について、国が作成した報告書等も参考に整理する。

なお、合併効果と同様、合併をしようとする団体の組合せによって、課題はそれぞれ異なる。

(i) 個別の課題

①住民サービス水準が低下する

団体間で、給付等の単独事業や人材配置、公共施設等の住民サービス水準が異なっている場合、今後の財政状況の見通しを考えると、合併後にそれらを全て高い方の水準に統一することは困難であると考えられ、合併により、旧市町村の時よりも、何らかの形で水準が低下するケースが生じることが想定される。

また、新しい市役所についても、その場所によって、従来よりも不便となる住民が発生する。

この他、合併を機に、公共施設を統廃合していくことも考えられる。

②税や手数料、使用料等の引き上げが生じる

①と同様、税、手数料、使用料等も、合併により、何らかの形で住民負担が増えるケースが生じることが想定される。

③住民の声が届きにくくなる

合併特例法上、議員の在任特例（合併後の一定期間に限り、旧市町村の議員が新市町村の議員でいることができる）が設けられているが、その期間（新設合併の場合は最長 2 年、編入合併の場合は編入先の議員の任期まで）経過後は、（一般的に）議員定数が減り、合併前の各団体出身の議員が減ってしまうことになるため、住民の声が議会に届きにくくなる可能性がある。

また、合併後は総合支所方式（管理部門を本庁に統合し、事業実施部局等の部局は各支所（旧市町村役場）に残す方式）を導入する団体が多いが、その場合でも、支所等においては、窓口サービス

等を除いて職員数が削減されることが多く、また、地域の実情に通じた職員が減ること等への懸念が生じることも考えられる。

④財政面での課題が生じる

市町村間で財政状況や公共施設・インフラの整備状況に大きな差があるケースや、いずれかの団体だけに特別大きな行政需要があるといった場合に、合併後に財政状況が悪化することへの懸念や施設整備等をめぐって意見がまとまらないおそれがある。

普通交付税についても、合併後一定期間（5年）は旧市町村が存続するものとみなして算定（合算額を措置）されることとなっているが、その期間が経過すると減少するため、財政力に不安がある場合には、懸念材料となる。

⑤周辺部の活力が低下する

他の団体が合併後に実施した住民向けアンケート（新潟県南魚沼市「市政モニター調査」等）では、「中心部だけが良くなり、周辺部は取り残される」といった回答が見受けられる。合併後の行政区域が広く、中心地域から離れた地域等では、旧市町村役場に設けられた支所等の権限や機能・規模が合併前の旧市町村役場と比較して縮小すること等により、地域の活力が低下することへの懸念が生じる。

⑥旧市町村地域の伝統・文化、歴史的な地名等が失われる

合併により、全域もしくは一部区域で馴染みのある地名がなくなってしまうことや、旧市町村地域の伝統・文化等が失われることを懸念する声があがることも考えられる。

⑦その他

この他、（1）に記載の協議事項のうち、状況によっては、「合併の方式」や「新市の本庁の位置」等も、関係団体間での調整や住民理解を得る上で、大きな課題となる場合がある。

（ii）合併の組合せによって生じる課題

①「対等な団体同士」の合併

合併をしようとする団体が規模や行財政基盤、住民意識等の点で「対等」「同等」の関係にある場合、一般的な課題に加え、新市の名称、庁舎の位置等も大きな課題となる等、全体として、行政間の合意や議会、住民の理解を得ることへのハードルが高くなりやすい。

②「行財政基盤の弱い団体」と「安定した行財政基盤を有する団体」との合併

行財政基盤の弱い団体が、安定した行財政基盤を有する団体との合併を望んだとしても、後者において、今後の行政運営等への危機感が相対的に弱く、また、行財政基盤の弱い団体と合併することのメリットを見出しえないケースも少なくないと考えられる。

また、この組合せでは、編入合併になることが一般的と考えられ、その場合、行財政基盤が弱い団体において、編入されることへの抵抗感を持つ住民等が多く出てくる可能性もある。

③「行財政基盤が弱い団体同士」の合併

合併が行財政基盤の強化につながらない等、合併効果がさほど期待できない場合が多いと考えられる。

また、①「『対等な団体同士』の合併」での課題も生じる可能性がある。

(iii) 課題への対応策

上記のとおり、合併にあたっては、ケースバイケースではあるものの、様々な課題が生じる。

合併には、住民の理解が不可欠であることから、特に住民サービスの低下や住民の負担増については、大きな課題となる可能性がある。この場合、行財政改革を徹底することを前提に、合併の必要性やメリット、そしてサービス低下、負担引き上げの理由を丁寧に説明することや、住民とオープンに議論すること等により、住民理解を得る努力をすることが必要である。

また、旧市町村間での施策・事業等の違いについて、新市域全体で統一しようとすると、財政負担の増加につながることから、一部の施策等をそのまま継続する（違い・差を残す）ことも考えられる。

団体間においては、合併することによる全体としてのメリット・意義を踏まえ、各課題についての合理的な解決策を見出す努力を行いつつ、双方が譲り合うことで、合意、理解に至ることが必要となる。

この他、個別的な課題への対応策としては、以下のようなものが考えられる。

- 行政手続等の電子化や、郵送での対応を拡大することなどにより、住民がなるべく市役所・支所等に出向かなくても済むようにする。
- 住民自治の維持や住民目線に立ったサービスの提供を図るため、合併後の新市において地域協議会を設置するなど、地域住民の意見を行政に反映できるようにする。
- 旧市町村域で住民が守りたい伝統、文化等がある場合、合併後にも、それらが守られるような配慮・支援を行う。